

## 1月の重点指導項目

## 規則正しい生活

～4点固定（起床・帰宅・学習開始・就寝）の生活リズム～

## ○今月の重点指導項目について

新年明けましておめでとうございます。保護者の皆様におかれましては、旧年中は本校の教育活動の推進にご協力いただき、誠に有り難うございます。本年もどうぞよろしくお祈りいたします。

さて、3学期が始まりました。3年生は進路実現に向けて最終段階に入りました。他学年においても学年の総仕上げの時期であるとともに、次年度に向けての準備期間になります。ですから、冬休み気分を一新し、良い意味で緊張感をもって新学期のスタートを切りたいと考えています。

そこで、**生活のリズムを整え、けじめある生活を送ることを徹底させたい**と思います。ご家庭におかれましてもご協力のほど、よろしくお祈りいたします。

## ○2学期を振り返って

3学期を迎えるに当たり、2学期を振り返り、その反省を生かしていきたいと考えています。以下に2学期に気になった点を記します。

- (1) 友人へのいじり、からかい等
- (2) あいさつ
- (3) 携帯端末の不適切な使用（校内への持ち込みを含む）
- (4) 送迎車両

(1) 「友人へのいじり、からかい等」については2学期の終業式の際に特別に話をいたしました。「いじめ」は見ていると明らかに分かる場合があるのですが、「いじり」は仲のいいグループ内で行われることが多く、しかも被害者側も関係を壊したくないために顔では笑っていたりすることがあります。ただ、「いじめ」にしても「いじり」にしても被害者側が苦痛を感じていたら「いじめ」だと判断されることを是非知っておいてもらいたいと思います。昨年12月24日にお子様のTeamsに送付致しました『「いじめ」と「いじる」』の作文も是非お読み下さい。

(2) 「あいさつ」については先月号で述べたとおりですが、自分から進んでどのような場面でも元気なあいさつができるようになって欲しいと思います。まずは自分から！

(3) 「携帯端末の利用」についても、これまでにお知らせしているとおりですが、特に、家庭での使用時間の増加が社会的にも問題となっております。お子様は大丈夫でしょうか。家庭学習時間が不足すると学力が十分につかず、将来の選択肢を狭めることにもなりかねません。是非スマホとの距離感についてご家族で話し合ってください。適切な利用に関する指導は学校でも行いますが、**まずは保護者の皆さまが中心となって基本的な指導をお願いします。**

なお、携帯電話については昨年度から保護者の申し出があり、かつ条件を満たせば校内への持ち込みが可能になりましたので、必要があればご連絡ください。

(4) 「送迎車両」については、路上駐車等が地域の問題となっていること、事故防止のため校内への乗り入れを禁止していることをご理解いただき、保護者の皆様の良識ある行動を切にお願いします。

裏面に続く

## ◎ひざかけの使用についての規約◎

### 第1条 使用期間

1月から第5回考査最終日とし、それ以外の期間の使用は認めない。

### 第2条 使用場所

暖房設備が入っていない教室・自学机などの学習の場(室内のみ)とし、それ以外の場所での使用は認めない。※1

※ 特別教室は担当の先生方の判断で使用不可とすることがある。

### 第3条 使用時間

学習している時間であって、休み時間等でも学習をしていれば使用は認める。

### 第4条 使用方法

着席時のみひざにかけて使用する。腰に巻く、肩に掛ける等、他の使用方法は認めない。

### 第5条 サイズ

①大きさは市販サイズ(76cm×126cm)、(70cm×140cm)などを基本とし、マフラーや毛布と区別できるものとする。

②コートをひざかけとしても良い。

### 第6条 柄・色 ※2

①キャラクターの柄は認めない。

②色は制服に近いもの(黒・紺・茶・濃いグレー・濃い緑)とする。

### 第7条 管理方法

①使用時以外の場合は、口の締まる袋に入れ、机の横に掛けるかロッカーに入れて自己管理を徹底する。

②氏名を必ず記入する。

### 第8条 違反

違反者が増加した場合は、ひざかけの使用について再度検討する。

**備考** ひざかけ違反のチェックは風紀委員や執行部が中心に行う。

ひざかけを使用する際の許可証は不要とする。

そのほかの生活面の態度次第ではひざかけ使用を再検討する場合がある。

※1 今年度は新型コロナウイルス感染症対策で、対角線にある窓を20cm程度常時開放、あるいは、20～30分に一回すべての窓を開放し換気を行っているので、暖房設備がある部屋でも許可しています。期間についても12月から許可しています。

※2 この規約は数年前に生徒会執行部を中心として話し合い、柄・色等についても南高生が決めたことです。



## 〇スマホ絡みのトラブル その4

### (1) SNS等での誹謗中傷による慰謝料請求

気に入らない有名人の悪口を匿名で投稿したら、同調する投稿が増え、その有名人が攻撃された。そのあと発信者が特定され、高額な慰謝料を請求された。

### (2) 旅行中の写真投稿や書き込みによる空き巣被害

旅先から写真やメッセージを自分のSNSに投稿したら、その投稿内容から留守にしていることが知られて空き巣に入られて家の中がグチャグチャ。

### (3) 不正アプリやウィルスによる個人情報流出

いつも読んでる情報サイトの無料の占いに生年月日や趣味嗜好を答えたら、占いの結果は表示されたが、その後続々と広告のメールが届くようになり、その内容は占いの時に入力した好みに合ったものばかりだった。